

EFF取引実施細則

ＥＦＦ取引実施細則

（目的）

第1条 本細則は業務規程第3条第4の3項の規定に基づき、ＥＦＦ取引実施細則に関し、必要な事項について規定する。

（申出価格）

第2条 ＥＦＦ取引の申出価格は、次の各号のいずれかに該当し、当事者間で合意した価格とする。

- (1) 申出限月（限日現金決済先物取引にあつては限日とする。以下同じ。）における申出の属する計算区域の帳入値段
- (2) 申出限月における申出の属する計算区域の高値と安値の範囲内
- (3) 申出限月における申出の属する計算区域の前計算区域の帳入値段の±100分の1の範囲内
- (4) 第2号に掲げる高値と前号に掲げる帳入値段の－100分の1の範囲内又は第2号に掲げる安値と前号に掲げる帳入値段の＋100分の1の範囲内
- (5) 前各号のほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた値段

（申出時間）

第3条 ＥＦＦ取引の申出時間は、午後4時15分から翌日午前5時30分まで又は午前8時20分から午後4時までとする。

（申出対象限月等）

第4条 ＥＦＦ取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第16条に定める2つの限月の組合せとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の申出を除く。

- (1) 申出対象限月のいずれか一方又は双方の限月が現物先物取引の当月限の場合、当月限納会日の前々営業日の夜間立会以降
- (2) 取引の種類（現金決済先物取引にあつては、限月現金決済先物取引と限日現金決済先物取引の別。）、上場商品構成品及び取引単位が同一となる組合せ
- (3) それぞれの申出対象限月の申出枚数に取引単位を乗じて得た数量が同一とならない組合せ
- (4) 申出対象限月の取引がすべて新規売付若しくは新規買付となる組合せ、又はすべて買戻し若しくは転売となる組合せ

(呼値の単位)

第5条 業務規程第17条第5項のE F F取引実施細則に定める呼値の単位とは、次のとおりとする。

(1) 現物先物取引

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
貴金属市場	金	0.001円
貴金属市場	白金	0.01円
石油市場	ガソリン	0.1円
石油市場	灯油	0.1円
石油市場	軽油	0.1円
中京石油市場	ガソリン	0.1円
中京石油市場	灯油	0.1円

(2) 限月現金決済先物取引

イ 業務規程第17条第2項第1号イに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
貴金属市場	金	0.01円
貴金属市場	白金	0.01円

ロ 業務規程第17条第2項第1号ロに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
石油市場	ガソリン	0.1円
石油市場	灯油	0.1円
石油市場	軽油	0.1円

ハ 業務規程第17条第2項第1号ハに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
石油市場	ガソリン	0.1円
石油市場	灯油	0.1円
石油市場	軽油	0.1円

ニ 業務規程第 17 条第 2 項第 1 号ニに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
石油市場	原油	0.1円

(3) 限日現金決済先物取引

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
貴金属市場	金	0.01円
貴金属市場	白金	0.01円

(申出及び取消し等)

第7条 業務規程第31条の3の2第4項に規定するE F F取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各号のいずれにも該当しないとき、申出対象限月等が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。

2 前項の規定により、当社が適当でないと認めたときは、E F F取引の売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後の午後5時までに当該売買約定を取り消すものとする。

(申告)

第8条 E F F取引を行う場合は、午後4時までに当社が定める申告書をもって申告しなければならない。

(法定帳簿の記載方法)

第9条 E F F取引を行った取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）は、法定帳簿上、E F F取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(記録の保存)

第10条 E F F取引を行った取引参加者は、E F F取引の申出に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(調査及び帳簿等の提出要求)

第11条 当社は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、当該E F F取引に係る書類等を提出させることができる。

(改廃)

第12条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成29年5月8日に施行する。